



国民健康保険(国保)は、加入者が日ごろからお金(国保税)を出し合うことによって、病院にかかるときの医療費などを皆さんで負担し助け合う「公的医療保険制度」です。職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方を除く、すべての方が国保に加入することになっています。

国保税は世帯主課税です(税務課)

納付書は手続きをした翌月中旬頃に郵送します。
4月から6月に手続きをした場合は7月中旬に郵送します。国保税の納付は、口座振替やスマホアプリ・QRコード納付が便利です。



国保税の軽減制度(税務課)

解雇、倒産などで離職した場合や産前産後期間の軽減制度があります。軽減には申請が必要です。

所得の申告が必要です(税務課)

一定の所得以下の世帯は国保税が軽減されます。世帯内に未申告の方がいると軽減が受けられない場合があります。

脱退の手続き(届出は14日以内に)

社会保険に加入するなど国保をやめるときは、必ず市民課に届出が必要です。

【必要書類】

- ・国保の「資格確認書」
- ・職場の「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」

70歳以上の方

前年の所得により自己負担割合が2割もしくは3割となります。

70歳の誕生日または年度更新時(7月中旬)に自己負担割合を記載した「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお送りします。



第三者行為による事故は届出を!

交通事故などの第三者による事故などで受診する際は、必ず市に連絡し、傷病届を提出してください。また、自己判断で示談はしないでください。国保が使えなくなる場合があります。

【第三者行為】

- ・他人の行為で怪我をした
- ・他人の飼い犬に噛まれた
- ・飲食店で食中毒になった など



医療費が高額になったとき・・・

医療費の自己負担が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。対象の方には市からお知らせします。

限度額適用認定証

入院などで医療費の自己負担が高額になるときは事前に認定証を申請できます。

マイナ保険証では認定証の提示は不要ですが、住民税非課税世帯で入院日数が90日を超える場合は、申請により食事代が安くなる場合があります。



出産育児一時金の支給

加入者が出産をしたとき、出産育児一時金を支給します。妊娠12週(85日)以降であれば、死産や流産でも支給します。原則として国保から医療機関などに直接支払われます。



葬祭費の支給

加入者が亡くなったとき、申請により葬祭を行った方に葬祭費を支給します。

全額自己負担したとき・・・

次のような場合、市に申請して認められれば差額が払い戻されます。

- ・資格確認書等を提示せず受診した
- ・コルセットなどの補装具代
- ・海外渡航中に受診した など



特定健診を受けましょう!(健康課)

35歳以上の加入者を対象に、生活習慣病予防を目的に特定健診を実施しています。年に1回必ず受診してください。



短期人間ドック助成(検査14日前までに申請)

40歳以上の加入者を対象に費用助成をしています。加入期間や納税状況などの条件があります。

セルフメディケーションとは・・・

自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすることです。OTC医薬品(市販薬)などを利用して、自分で手当てしましょう。

国保財政の状況

財源の仕組みや財政調整基金の状況をお知らせします。



問合せ先

受付時間 平日 9:00~16:30



国保制度・給付について
市民課 22-3428



国保税について
税務課 22-3262



特定健診について
健康課 23-3113